独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

国事行為臨時代行名

平成二十九年三月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令

政令第二十九号

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十六号）附則第二条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国からの権利及び義務の承継に係る政令で定める日）

第一条　独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（以下「法」という。）附則第二条第一項に規定する政令で定める日は、平成二十九年四月一日とする。

（国から承継される権利及び義務）

第二条　法附則第二条第一項の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一　環境省の所属に属する物品のうち環境大臣が指定するものに関する権利及び義務

二　独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十条第一項第八号に掲げる業務に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであって、環境大臣が指定するもの

（権利及び義務の承継の際出資があったものとされる財産）

第三条　法附則第二条第二項の政令で定める財産は、前条第二号の規定により指定された権利に係る財産のうち環境大臣が指定するものとする。

（評価委員の任命等）

第四条　法附則第二条第三項の評価委員は、次に掲げる者につき環境大臣が任命する。

一　財務省の職員　一人

二　環境省の職員　一人

三　独立行政法人環境再生保全機構の役員　一人

四　学識経験のある者　二人

2　法附則第二条第三項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3　法附則第二条第三項の規定による評価に関する庶務は、環境省総合環境政策局総務課において処理する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

環境大臣　山本　公一

内閣総理大臣　安倍　晋三

告示

○総務省告示第七十一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の平成二十七年一月一日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三日　総務大臣　山本　早苗

政党の名称	異動事項	異動年月日
民進党	支部の数	旧　四八八 新　四八九
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	旧　四八八 新　四八九
	届出年月日	（平成二十八年七月二十八日）
民進党	支部の数	旧　四八九 新　四八六
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	旧　四八九 新　四八六
	届出年月日	（平成二十九年一月十一日）

○総務省告示第七十二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の平成二十八年一月一日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三日　総務大臣　山本　早苗

政党の名称	異動事項	異動年月日
社会民主党	支部の数	旧　二三一 新　二三三
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	旧　二三一 新　二三三
	届出年月日	（平成二十八年十二月二十一日）
民進党	支部の数	旧　五三七 新　五三八
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	旧　五三七 新　五三八
	届出年月日	（平成二十九年一月十一日）

○総務省告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年三月三日　総務大臣　山本　早苗

政党	異動事項	異動年月日
政治団体の名称	旧　日本のこころ 新　政治団体の名称　日本のこころを大切にする党	二九、二、七

○政治資金適正化委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十九年三月三日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五一九八	二九、二、九	大井倫太郎
五一九九	二九、二、九	古井　真一